

令和6年度補正予算新規就農者確保緊急円滑化対策 「就農準備支援資金」に係る募集要領（追加募集）

令和7年9月8日
公益社団法人みやぎ農業振興公社

I 事業について

1 事業の概要

- 地域農業の振興に努め、次世代を担う農業者になることを志向し、研修機関等において就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付します。（2の交付要件を満たす場合）
- 本事業は国の交付金を財源としており、「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（別記1）就農準備・経営開始支援事業（以下「国実施要綱」という）」及び「就農準備・経営開始支援事業実施要領」等に基づき実施します。

2 交付要件

以下の全ての要件を満たす方に、予算の範囲内で交付します。

- （1）就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- （2）研修計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 宮城県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における研修機関等認定要領に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると宮城県が認めた研修機関等で研修を受けること。
 - イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - ウ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - （ア）当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - （イ）当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。
 - エ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - （ア）就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - （イ）（ア）の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
 - オ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。
 - カ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業及び以下の事業による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

- ・農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業
- ・新規就農支援緊急対策事業実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業
- ・新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業
- ・新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記1 新規就農促進研修支援事業、別記5 就農準備支援事業
- ・新規就農者育成総合対策実施要綱の別記2 就農準備資金・経営開始資金

キ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。）する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は独立・自営就農することを確約すること。

ク 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（前項の親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあつては、経営開始後）5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けること。

ケ 前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下※であること。

※生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると理事長が認める場合は除く。

コ 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

3 交付金額及び交付期間

- （1）交付額：12.5万円／月（1年につき最大150万円）
- （2）交付期間：最長2年間（2（2）エの場合は、最長3年間）

4 交付停止

以下のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止します。

- （1）2の要件を満たさなくなった場合
- （2）研修を途中で中止した場合
- （3）研修を途中で休止した場合
- （4）研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- （5）「交付対象者の考え方」^{（※）}を満たさない等、適切な研修を行っていないと判断した場合
- （6）国が実施する報告の徴収または立入検査に協力しない場合

※「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知）別紙1 就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について

1 就農準備資金

（1）新規採択者

研修計画及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・就農ビジョンと研修の目的が明確であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を有し

ている者

- ・前年の世帯（本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が 600 万円以下である者
- ・研修の実行及び研修終了後の就農が確実に見込まれる者

(2) 継続者

研修状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・研修に積極的であり、指導者等関係者の助言・指導に従う者
- ・研修内容を理解し、就農に必要な技術や知識の習得が認められる者
- ・成績表の発行がある機関で研修する場合にあっては、最低評価がない者
- ・就農に向けた準備を行い、着実な就農が期待される者
- ・研修の出席状況が良好で、概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上の研修を受けている（受ける見込みがある）者

5 資金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、資金の一部又は全部について返還していただきます。

(1) 4に該当した場合

(2) 研修終了後 1 年以内に原則 50 歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。

(3) 国内での研修後に海外研修を実施した者が、就農後 5 年以内に研修計画中の農業経営を実現できなかった場合。

(4) 親元就農した者が研修計画の申請時に確約したことを実施しなかった場合。

(5) 研修期間の 1.5 倍（最低 2 年間、海外研修を実施した場合は 5 年間）の期間、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を継続しない場合。

(6) 虚偽の申請を行った場合。

Ⅱ 申請方法

1 申請書類等

研修計画（別紙様式第1号）を作成し、別紙様式第1号で定める添付書類のほか、理事長が必要と認める関係書類を添えて、申請願います。また、承認申請を行う前に、就農希望地の市町村から農地の確保や青年等就農計画の認定等に関する助言を受け（雇用就農を計画する方は除く）、助言結果を踏まえたより実現性の高い計画を作成願います。

※ 就農希望地となる市町村は、資金の交付を受けようとする者に対し、研修計画等の記載内容について、農地の確保や青年等就農計画の認定等に関し、助言願います。

（1）研修計画（別紙様式第1号）

（2）別紙様式第1号で定める添付書類

別添1：先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添4：農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要。）

別添5：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）

別添6：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添7：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

（3）理事長が必要と認める関係書類

① 誓約書（別添様式1）※実印使用

宮城県内に居住する者を含む連帯保証人2名とし、うち1名は同一世帯でない者とします。

・連帯保証人及び本人の住民票、印鑑登録証明書を添付。

② 連帯保証人調書（別添様式2）※実印使用

誓約書に記載した連帯保証人の調書となります。

・前年度の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明等）

預貯金の場合は、預貯金残高証明書を添付。

・資産等金額の合計が交付金申請額を上回ること。

③ 個人情報の取扱に関する同意書（別添様式3）

④ 研修計画に関する参考資料（別添様式4）

独立・自営就農、親元就農の場合は、市町村からの助言内容を記載することとなります。

3 募集期間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月11日（木）まで

4 提出先(市町村、教育機関等)

公益社団法人みやぎ農業振興公社 担い手育成部 担い手育成班 宛

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号

TEL：022-342-9190 FAX：022-275-9195

Ⅲ 交付決定までの流れ

審査により、研修計画が承認された場合、交付申請をしていただき、資金を交付します。

1 審査方法

提出された研修計画は、審査会において、申請者の面接（25分程度）により、以下の項目を審査します。

- （1）就農ビジョンの明確さ
- （2）就農意欲の高さ
- （3）研修目的の明確さ
- （4）生活費確保の必要性（前年の世帯全体の所得等を加味）

2 審査会について

日 時：令和7年9月17日（水）（25分程度／人）

場 所：宮城県仙台合同庁舎202会議室（仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号）

時間及び会議室については、申請者に別途連絡します。なお、日程が変更になる場合もあります。

3 研修計画の承認

1及び2の審査に基づく優先順位により、予算の範囲内で計画の承認を行います。

なお、研修計画の申請、受付をもって研修計画の承認、資金の交付とはならないことを御承知願います。

研修計画の承認可否については、審査の終了後、申請者に対して書面で通知します。

4 交付申請

計画を承認された方については、公社の指示に従い、交付申請を行っていただきます。

Ⅳ その他

1 申請書類等

提出後の申請書類は、返却いたしませんので御了承願います。また、「研修計画」については、今後の支援に向けて、宮城県指導機関、（一社）宮城県農業会議、宮城県農業協同組合中央会、関係市町村、関係JA等と情報を共有しますので御了承願います。

2 資金の受給

資金の受給に伴い、次の義務や負担が発生する可能性があります。

(1) 税務関係

本資金を受給された方は、原則として所得税の確定申告を行うことが必要です。本資金は、雑所得となりますので、給与所得など他の所得が別にあれば、それらも併せて確定申告（白色）願います。詳細は、所轄の税務署に個別にお問い合わせ願います。

(2) 扶養控除関係

本資金を受給された方が生計を一にする親族に扶養されている場合、扶養控除から外れることがあります。扶養者が給与所得者で該当する場合は、当該年分について扶養控除等（異動）申告書を提出する必要があります。

詳しくは、扶養者の勤務先の担当者に御確認願います。

3 事業詳細

本事業の詳細については、農林水産省HPをご覧ください。

→ https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html

4 問い合わせ先

ご不明な点は、下記担当までお問い合わせ下さい。

公益社団法人みやぎ農業振興公社 担い手育成部 担い手育成班 黒沢

TEL：022-342-9190 FAX：022-275-9195

メール：s-sodan@miyagi-agri.com